

有資格業者の指名停止措置について

近畿運輸局は、有資格業者 1 者に対し、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」に基づく指名停止措置を行った。

記

1. 指名停止業者及び措置の内容

バンプーパワートレーディング合同会社

期間：令和 8 年 1 月 1 3 日～令和 8 年 4 月 1 2 日（3 ヶ月）

範囲：近畿運輸局管内

2. 指名停止の理由

バンプーパワートレーディング合同会社は、令和 7 年 1 月 1 6 日に近畿運輸局が執行した「大阪運輸支局他で使用する電気」の一般競争入札において、落札決定後に入札価格の誤記入を理由に令和 7 年 1 月 1 6 日に契約締結の辞退を申し出た。

当該事実は、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」の制定について（平成 9 年 5 月 30 日付け官会第 1242 号）の別表第 2 第 15 号（不正又は不誠実な行為）に該当するため。